

入札説明書

秩 父 市
インターネット公有財産売却説明書
区 分 番 号 3 共 通
(一 般 競 争 入 札)

参加申込期間

令和7年7月25日(金)13時 ～ 8月12日(火)14時

入札期間

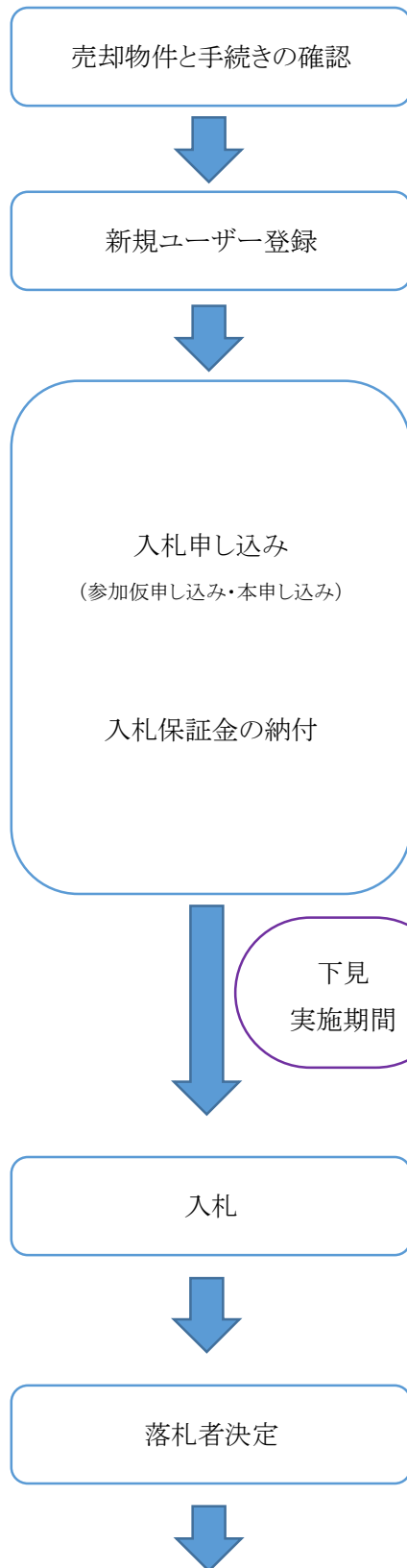
令和7年8月26日(火)13時 ～ 9月2日(火)13時

目 次

ページ

インターネット公有財産売却システムを利用した入札の流れ	3
売却物件	5
入札説明	6
1 入札物件	6
2 入札に参加することができない者	6
3 売却物件の下見	6
4 入札参加の申し込み等	7
5 入札（一般競争入札）	9
6 入札の無効	9
7 落札者の決定	9
8 落札者の入札取り消し	9
9 売買契約の締結	10
10 売買代金の納付	10
11 落札者以外への入札保証金の返還	11
12 売却物件の権利移転	11
13 売却物件の引き渡し	11
14 その他の注意事項	11

インターネット公有財産売却システムを利用した入札の流れ



◆秩父市ホームページの「インターネット公有財産売却説明書」、「秩父市入札公告」、「物件調書」、「誓約書」、KSI官公庁オークションの物件詳細画面及び秩父市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本市ガイドライン」という。）を必ず確認してください。

◆KSI官公庁オークションのホームページからユーザー登録し、IDを取得してください。

法人が参加される場合は法人代表者名でユーザー登録が必要です。

◆入札参加申し込み方法

参加仮申し込み：KSI官公庁オークションから参加申し込み

本申し込み：参加仮申し込み後、秩父市へ提出書類を郵送又は直接提出

◆参加申込期間：令和7年7月25日（金）13時

～8月12日（火）14時

※郵送による提出は、8月12日（火）の消印有効

◆入札保証金額は予定価格の10%とします。

◆納付方法はクレジットカードによる納付となります。

※銀行振込による納付はご利用いただけません。

※落札後に契約締結まで至らなかった場合、入札保証金は返還されません。

◆下見実施期間：令和7年8月12日（火）

～8月26日（火）

※希望される場合は必ず事前にご連絡をお願いします。

詳細は6ページの「3 売却物件の下見」をご覧ください。

◆入札期間：令和7年8月26日（火）13時

～9月2日（火）13時

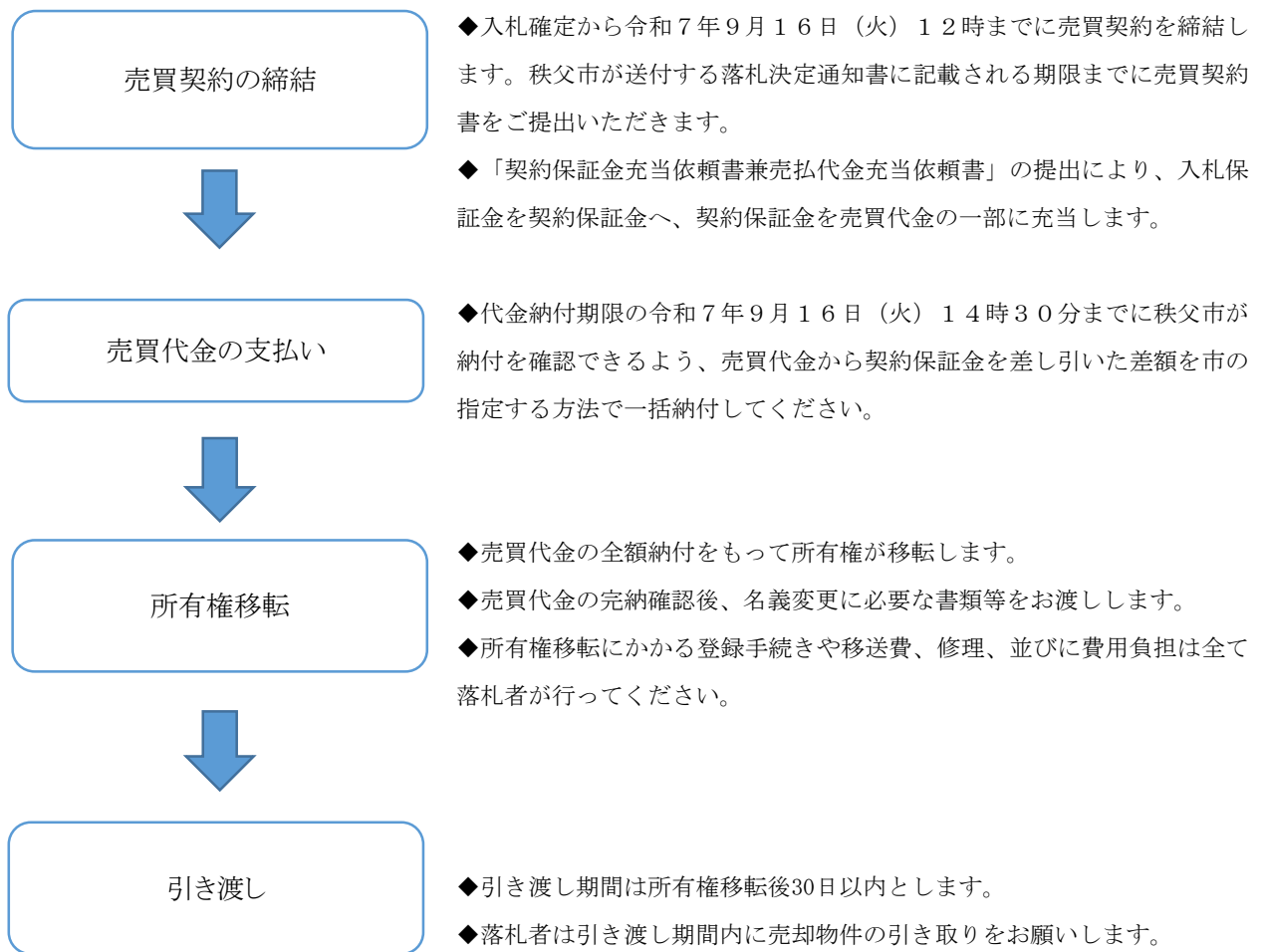
※参加申し込みをされた売却物件のみ入札が可能です。

※入札金額の登録は1度のみ可能です。

◆開札日時：令和7年9月2日（火）13時30分

◆入札確定日時：令和7年9月4日（木）17時

◆今後の手続き等について、秩父市よりご連絡いたします。



売却物件

区分 番号	名称	排気量 又は 定格出力	走行距離	車検	予定価格	入札保証金
3	いすゞ エルフ 普通積載車	3.05L	12,327km	一時抹消 登録済	50,000 円	5,000 円

※走行距離は令和7年6月30日時点の数値です。敷地内の移動に伴い、若干走行距離が変わる可能性があります。

※売却物件の詳細については、物件調書（別添）及びKSI官公庁オークションの物件詳細をご覧ください。

※物件詳細は、入札に参加しようとする者が売却物件の概要を把握するための参考資料ですので、参加申し込みを行う前に必ず現物及び諸規制についての調査確認を行ってください。

※売却物件の下見が可能です。日程の詳細は、本説明書6ページをご覧ください。

※予定価格以上の最高額で落札した者に売り払いとなります。

※予定価格は消費税及び地方消費税を含んでいます。

※事情により入札中止、内容変更をすることがあります。

【お問い合わせ先】

〒368-8686
秩父市熊木町8番15号
秩父市役所財務部管財課
TEL：0494-22-2208

入札説明

入札に参加される方は、次の各事項をよくお読みのうえ参加してください。

1 入札物件

入札に付する物件は、物件調書及びKSI官公庁オークションの各物件詳細に記載のとおりです。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法第239条第2項の規定に該当する者（物品に関する事務に従事する秩父市職員）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- (3) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条に該当する者（「暴力団」・「暴力団員」に該当する者）及び同条例第3条に規定する暴力団員関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）
- (4) 秩父市が定める本入札説明書及び本市ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 参加申し込みの時点で18歳未満の者
- (6) 日本語を理解できない者
- (7) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 売却物件の下見

下見期間	場所
令和7年8月12日（火） ～8月26日（火）	秩父市大野原200番地132

職員が業務時間内で随時対応しますので、参加を希望される方は必ず事前にご連絡をお願いします。

下見希望連絡先：秩父市役所危機管理課 公有財産売却担当 TEL：0494(22)2206

※物件ごとに保管場所が異なる場合があるため、下見場所は事前連絡を頂いた際にお伝えします。

※売却物件の試運転はできません。

※売却物件の現物を確認しなくても入札に参加できますが、売却物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

4 入札参加の申し込み等

(1) 参加申込期間（参加仮申し込み及び参加本申し込み）

令和7年7月25日（金）13時 から 8月12日（火）14時まで

(2) 参加仮申し込み

- ①入札に参加していただくには、KSI官公庁オークションより参加者本人がユーザー登録をし、IDを取得する必要があります。法人として入札に参加する場合は、法人代表者名でユーザー登録を行い、IDを取得してください。IDの取得はKSI官公庁オークションホームページより可能です。
- ②入札を希望される売却物件ごとに参加仮申し込みが必要です。KSI官公庁オークションのホームページへアクセスし、秩父市が掲載する売却物件の詳細ページからログイン及び参加仮申し込みを行ってください。
- ③売却システムへの参加仮申し込みの際には、必ず印鑑登録のされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、印鑑登録のされている所在地、名称、代表者氏名）などを参加者情報として登録してください。落札された場合、この情報で権利移転の手続きを行います。
- ④官公庁オークションにおいては、落札者による出品者の評価及び出品者による落札者の評価はできません。

ご注意

次の例のように、参加仮申し込み時に利用したIDの登録情報と「インターネット公有財産売却参加申込書」の記載情報が異なる場合、参加本申し込みの受け付けができません。

参加仮申し込み時の登録手続き及び参加本申し込み時の書類提出の際は十分に注意してください。

(例)

- ・「インターネット公有財産売却参加申込書（以下、「参加申込書」という。）」の申込人欄に記載されたIDと氏名（名称・代表者名）は、参加仮申し込みKSI官公庁オークション画面上の登録情報と合致するが、住所（所在地）やメールアドレスが異なる。
- ・参加仮申し込み（KSI官公庁オークション画面上）の登録情報は法人として登録されていない個人名義のIDで申し込まれており「参加申込書」の申込人欄のIDと合致するが、氏名（名称・代表者名）と住所（所在地）に法人名と法人所在地が記載されている。
- ・参加仮申し込み（KSI官公庁オークション画面上）は個人名義のIDで申し込まれているが、「参加申込書」の申込人欄には法人代表者名義のIDとその登録情報が記載されている。

(3) 参加本申し込み

参加仮申し込み後、次の書類を秩父市に直接提出又は郵送にて提出してください。

・提出書類

- ①「インターネット公有財産売却参加申込書」
- ②「誓約書」
- ③「印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）」（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ④「住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本にかかわる登記事項証明書）」
- ⑤「委任状（代理人のIDを使用して申し込みをされる場合のみご提出ください）」

※複数の物件に申込みをされる場合、上記提出書類のうち②、③、④については、1部のみの提出で構いません。

※申込書類については、市ホームページよりダウンロードが可能です。また、秩父市役所財務部管財課の窓口でも配布しています

※住民票抄本には個人番号の記載はしないでください。

※代理人による入札を行う場合、②・③・④の書類は委任者・代理人双方の書類提出が必要です。

※提出いただいた申込書及び添付書類につきましては、返却はいたしかねますので、予めご了承ください。

・提出期限

令和7年8月12日（火）14時まで

郵送の場合は、令和7年8月12日の消印まで有効です。

※提出書類をポストに投函して郵送する場合、消印は投函した当日とならない場合がありますのでご注意ください。詳細は最寄りの郵便局にお問い合わせください。

※郵送で提出した場合、令和7年8月12日までの消印であっても、何らかの事情により入札開始の2開庁日前までに秩父市に申込書及び添付書類が到着せず、書類の提出が確認できない場合は入札に参加することができません。

・提出場所

秩父市財務部管財課（秩父市役所歴史文化伝承館3階）

(4) 入札保証金

①入札に参加するには入札保証金の納付が必要です。入札保証金の額は各売却物件の予定価格の10%の額として、あらかじめ秩父市にて設定しております。

②入札保証金は、インターネット上のKSI官公庁オークションの売却物件の詳細ページから参加仮申し込み時に、所定の手続きに従って、クレジットカードにより納付してください。納付方法の詳細は、KSI官公庁オークションの本市ガイドラインをご覧ください。

③入札保証金は、落札時に契約保証金に充当します。

(5) その他注意事項

参加申し込み期間中に申込書の提出をしなかった者及び審査により入札に参加することができない者として認められた者は、入札に参加することはできません。

5 入札（一般競争入札）

(1) 入札期間

令和7年8月26日（火）13時から 9月2日（火）13時まで

(2) 入札方法

- ① KSI官公庁オークション上で入札額を入力してください。入札額の入力は、一度しか行うことができません。
- ② 参加本申し込み及び入札保証金の納付の事実を秩父市が確認できた参加申し込み者本人のIDでのみ入札が可能です。
- ③ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を入力してください。
- ④ 1度行った入札は、入札者の都合による取消や変更はできません。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 1物件につき、1人で2つ以上のIDを使用して行った入札
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、本説明書及び本市ガイドライン並びに秩父市入札公告に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

7 落札者の決定

- (1) 秩父市が売却物件について定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者のIDに紐づく会員識別番号及び落札価格については、KSI官公庁オークション上に一定期間公開します。
- (3) 落札者には、秩父市から入札終了後、あらかじめIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 当該電子メールが落札者に到着しないために、秩父市が落札者との契約締結及び売買代金の納付を代金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は秩父市に帰属し返還されません。
- (5) 最高価格での入札者が複数存在する場合、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

8 落札者の入札取り消し

落札者が「2 入札に参加することができない者」に該当することが判明した場合、落札者の入札を取り消します。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、落札者が納付した入札保証金は、原則返還しません。

落札者の入札取消期限は、令和7年9月4日（木）17時となります。

9 売買契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年9月16日（火）12時までに売買契約書により契約を締結していただきます。契約の際には秩父市が送付する契約書2部に必要事項を記入・押印のうえ、落札者決定通知書に記載される期限までに郵送又は窓口へ直接提出してください。売買契約書様式は市ホームページから参照可能です。

※契約の締結期限 = 契約書の提出期限ではありませんのでご注意ください。

- (2) 売買代金

入札した金額(消費税及び地方消費税を含む)となります。

- (3) 契約保証金

売買契約の締結までに契約保証金を納付する必要がありますが、契約保証金は入札保証金から充当させていただきます。入札終了後、落札者には「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」をお渡ししますので、契約書の添付書類としてご提出をお願いします。

- (4) 落札者は、契約締結から売却物件の引き渡しまでに秩父市の責に帰すことのできない事由により、物件が破損、焼失などの損害が発生した場合は、契約の解除を申し出ることができません。

- (5) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。

- (6) 契約後に落札者（法人等である場合には、役員、支店又は営業所の代表者を含む）が秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条に該当することが判明したとき及び同条例第3条に規定する暴力団員関係者であると認められた場合は、当該契約を解除します。

10 売買代金の納付

- (1) 落札者は下記日程に秩父市が納付を確認できるよう、売買代金と契約保証金との差額(売買代金の残金)を一括で納付してください。

・代金納付期限：令和7年9月16日（火）14時30分

※代金納付期限とは、秩父市が納付を確認できる期限です。金融機関へ代金納付されても、秩父市が納付を確認できるまで、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

- (2) 契約者が売買代金の納付を行わないなど、契約者の義務を履行しない場合、契約保証金は市に帰属することになります。

- (3) 売買代金の残金は契約締結後、秩父市が指定する方法により納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

11 落札者以外への入札保証金の返還

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。なお、入札保証金には利息を付しません。

- (2) 納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードから入札保証金の引き落としが行われません。ただし、入札参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

12 売却物件の権利移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとします。売買代金の完納を確認後、名義変更に必要な書類（一時抹消登録証明書、委任状、譲渡証明書）を落札者に送付します。所有権の移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続き、及びその他一切の法律や諸規制に関する手続きと費用負担は落札者に行っていただきます。また、「市有財産（自動車）移転登録等書類受領書」を同封しますので、売却物件の引き渡し時に直接担当者にご提出いただくか、郵送にてご提出ください。

13 売却物件の引き渡し

- (1) 売却物件の引き渡しは、売買代金の完納を確認した後とします。（※区分番号3は、売買代金の完納に加え、名義変更の完了を確認後、引渡しとなります。）
- (2) 売却物件の引き渡し時に「市有財産受領書」をご提出いただきます。
- (3) 売却物件の引き渡し時に各物件に応じた書類及び鍵等をお渡しします。
- (4) 売却物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (5) 売却物件の移送については、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担してください。引き渡しの期限は所有権移転の日から30日以内とします。30日以内に売却物件を引き取りに来られない場合は、契約を解除させていただきます。

14 その他の注意事項

- (1) 入札には本説明書、「物件調書」、「秩父市入札公告」、「誓約書」及び「本市ガイドライン」をよくお読みのうえご参加ください。
- (2) 売買契約は、「インターネット公有財産売却参加申込書」に記載された名義で行います。
- (3) 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (4) 売却物件については通常の使用がない状態ですが、このことによる影響等について秩父市は確認しておりません。これらの補修・改修及びその費用負担等について秩父市は対応いたしません。
- (5) 売却物件については外装のキズ、凹み等が存在しますが、これらの修理・洗浄及びその費用負担等について秩父市は対応いたしません。
- (6) 売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- (7) やむを得ない事情により入札を中止することがあります。これにより、入札参加者などに損

害が生じた場合、秩父市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (8) 売却システムの不具合及び入札参加者などが使用する機器やネットワークの不備・不具合に起因して生じた損害について、秩父市は損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。
- (9) 入札参加者などのクレジットカード決済システムの不備・不具合に起因して生じた損害について、秩父市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (10) この説明書に定めのない事項については、「本市ガイドライン」及び「秩父市契約規則」並びにその他関係法令の定めるところによります。